

飯盛霊園組合ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、飯盛霊園組合広告掲載要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき、飯盛霊園組合(以下「組合」という。)のホームページのバナー広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 要綱第4条に定める組合の取り扱う広告として不適当なものに該当する広告は、ホームページのバナー広告として掲載しないものとする。

(広告の掲載箇所)

第3条 広告の掲載箇所は、ホームページの「トップページ」、「霊園(お墓)のページ」、「斎場(火葬)のページ」又は「葬儀(組合葬儀)のページ」の各ページにつき1箇所とし、各ページにおける掲載位置は、事務局長が定めるものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大きさは、天地50ピクセル、左右120ピクセルとする。
- (2) 画像形式は、GIF形式、JPEG形式又はPNG形式とする。
- (3) 容量は、8KB以内とする。

2 広告のデザイン、色調等については、組合及びホームページの品位等を損なわないものとし、事前に協議するものとする。また、ホームページのコンテンツの一部であるかのように受け取られるおそれのある表現又は組合の事業であると錯誤を受けるおそれのある文言等は使用しないこととする。

3 広告の画像は静止画とし、リンク以外の機能(GIFアニメ、FLASH等)は使用しないこととする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、ホームページへの掲載等により行うものとする。

(広告掲載の申込み等)

第6条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、飯盛霊園組合ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により管理者に申し込むものとする。

2 既に広告を掲載し、掲載を継続しようとする者は、飯盛霊園組合ホームページ広告掲

載継続申込書（様式第1－2号）により管理者に申し込むものとする。

（広告掲載の決定等）

第7条 管理者は、前条の申込書を受理したときは、審査のうえ、広告掲載の可否を決定する。

2 管理者は、前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、申込者へ飯盛霊園組合ホームページ広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（広告の掲載期間）

第8条 広告の掲載期間は、3か月を単位とする。

2 掲載を開始した日（以下「掲載日」という。）の属する年度の6月、9月、12月及び3月の末日（以下「各月末」という。）を期限とし、掲載日の属する月の1日から各月末までの期間が3か月に満たない場合は、掲載日から各月末までとする。

3 広告掲載期間中、組合の都合によりホームページを閉鎖した場合、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（1日未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）に相当する期間を当該広告掲載期間に加算するものとする。

（広告掲載料）

第9条 広告の掲載料は、次の表の左欄に掲げる箇所に掲載するとき、掲載日の属する年度の初回の掲載においては同表の中欄に掲げる額とし、同年度の2回目以降の掲載においては同表の右欄に掲げる額とする。

掲載箇所	掲載料（1か月分）	
	初回	2回目以降
トップページ	10,000円	11,000円
その他のページ	6,000円	6,600円

2 広告の掲載期間が3か月未満である場合は、掲載日の属する月から各月末までの月数をもって算出した額とする。ただし、1か月は月の1日から末日までとし、1か月に満たない月は1か月とする。

3 トップページに広告を掲載している者が、掲載期間内にその他のページへの広告掲載を希望する場合、その他のページの広告掲載料は1か月1,000円とする。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、要綱第10条により広告掲載開始日前の管理者が指定する期日までに、広告掲載料を一括納付しなけれ

ばならない。

(掲載広告の作成等)

第11条 掲載広告は、広告主の責任及び経費負担で作成し、管理者が指定する期日までにJ P E G形式等の画像データを管理者に提出しなければならない。

(広告内容等の変更)

第12条 管理者は、広告主の広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブサイトの内容等が第2条の規定に該当すると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告掲載期間中に掲載広告を変更しようとするときは、変更予定の掲載広告の見本及び広告データを添えて、飯盛霊園組合ホームページ掲載広告変更届(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。ただし、第2条に該当する場合は、当該掲載広告の変更を認めないものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、広告の掲載を広告主に通告することなく広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告データの提出がないとき。
- (3) その他、広告主又は広告内容が不相当と管理者が判断したとき。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告掲載後の広告掲載料は、返還しない。ただし、組合の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(広告主の責任)

第15条 広告については、組合が推奨するものではなく、広告の内容等、掲載された広告に関しては、広告主が一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者の損害を与えた場合は、自らの責任と負担において解決しなければならない。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、ホームページのバナー広告の掲載に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成20年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に掲載している広告の広告掲載料及び掲載終了日については、第8条及び第11条第2項にかかわらず、なお従前の例によるものとし、現に掲載している広告掲載を継続申込する場合において、継続当初の月に1月未満の端数がある場合はこれを切り捨て広告掲載料を計算するものとする。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。